

「岡山大学病院における製造販売後調査等の取り扱いについて」  
第4版の読替対比表

2014年3月

項	項目	現行	読替後	読替理由
p.13 製造販売後 調査等契約 書	第8条 (本製造販売後調査 等に係る費用及びそ の支払方法)	2 研究費に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき、これら費用に $\frac{105}{100}$ の5を乗じて得た額とする。ただし、消費税率に係る法改定がなされた場合はそれに準ずる。	2 研究費に係る消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定に基づき、これら費用に $\frac{108}{100}$ の8を乗じて得た額とする。ただし、消費税率に係る法改定がなされた場合はそれに準ずる。	2014年4月1日付 消費税率の改定に伴う